

倫理綱領改定のご報告とお願い

研究倫理について常にご留意いただき、自覚を持って行動される学会員の皆さまのおかげで、倫理委員会が発足後大きな倫理上の問題を審議することなく、学会活動が推進されております。皆様のご留意に感謝します。

倫理綱領の改定について、「人間性心理学研究」における特集をはじめとして、会員の皆さんからご意見を伺う機会を設けてきました。その結果、以下に示す改訂案が倫理委員会、理事会、会員の皆さんからの審議を経た後、2020年9月総会において原案のまま承認されるに至りました。今後、人間性心理学会の会員として、研究・実践上の倫理に関する基本的共通理解内容として、新しい倫理綱領にご留意いただきたくお願い致します。

どうぞよろしく願いいたします。

倫理委員長 松本 剛

日本人間性心理学会倫理綱領 (2020.9.5 制定)

前 文

人間性心理学は、価値志向的存在としての人間のありようを重要視してきた。日本人間性心理学会は、人間性を理解し、その回復と発達に寄与することにより、世界への貢献を果たし得る心理学を構築することを目的としている。人間性心理学における倫理的配慮は、個々人が主体的に人間存在を尊重し、自らの価値としての倫理志向性が問われるものでなければならない。倫理綱領は、会員としての共通理解の上に、常に自らの課題として見直され、会員相互のコンセンサスに配慮されたものとする。会員は、この人間性心理学の視点に立って研究と実践を推進し、その啓発に努めなければならない。このために会員の共通理解として以下の条項を定める。

1 基本的人権の尊重

会員は、人間性心理学の研究と実践にあたり、基本的人権を尊重する

2 会員の務め

会員は、人間性心理学の研究者、実践者として、自己研鑽に努め、自らの資質の向上をはかることを務めとする。

3 目的の開示と必要な情報の提供

会員は、研究と実践にあたり、当事者に目的を十分に説明し、必要な情報を提供する。また当事者の意に反して研究、実践を行わない。

4 情報の管理

会員は、インフォームド・コンセントに配慮し、研究と実践に際して得られた情報の管理については慎重かつ厳重にして、みだりにそれらの内容を他に漏らさない。とくにそれらの情報を、当事者に告げた以外の目的に流用しない。また研究報告を公表する場合にも、その及ぼす影響を十分に考慮する。

5 倫理配慮の具体的取組

倫理配慮に関する具体的な取組については別に定める。(年次大会時の倫理ガイドライン、人間性心理学研究編集倫理ガイドライン) 会員はこれらを遵守する。

6 綱領の遵守

会員は、研究と実践において、本倫理綱領の意図を汲み取り、遵守するように努める。

付 則

1. 本綱領の改訂は、総会の承認を必要とする。
2. 2006年11月4日制定
3. 2020年9月5日改訂

日本人間性心理学会 倫理綱領 新旧対照

日本人間性心理学会 倫理綱領 (改定後) (2020.9.5 制定)	日本人間性心理学会 倫理綱領 (改定前) (2006.11. 制定)
前 文 <u>人間性心理学は、価値志向的存在としての人間のありようを重要視してきた。</u> 日本人間性心理学会は、人間性を理解し、その回復と発達に寄	前 文 日本人間性心理学会は、人間性を理解し、その回復と発達に寄与することにより、世界への貢献を果たし得る心理学を構築することを目的と

<p>与することにより、世界への貢献を果たし得る心理学を構築することを目的としている。<u>人間性心理学における倫理的配慮は、個々人が主体的に人間存在を尊重し、自らの価値としての倫理志向性が問われるものでなければならない。倫理綱領は、会員としての共通理解の上に、常に自らの課題として見直され、会員相互のコンセンサスに配慮されたものとする。</u>会員は、この人間性心理学の視点に立って研究と実践を推進し、その啓発に努め<u>なければならない。</u>このために<u>会員の共通理解として</u>以下の条項を定める。</p>	<p>している。人間は自然の一部であり、万物と共に生き、かつ生かされている存在である。会員は、この人間性心理学の視点に立って研究と実践を推進し、その啓発に努める。このために以下の条項を定める。</p>
<p>1 基本的人権の尊重 会員は、人間性心理学の研究と実践にあたり、基本的人権を尊重する。</p>	<p>1 基本的人権の尊重 会員は、人間性心理学の研究と実践にあたり、基本的人権を尊重する。</p>
<p>2 会員の務め 会員は、人間性心理学の研究者、実践者として、自己研鑽に努め、自らの資質の向上をはかることを務めとする。</p>	<p>2 会員の務め 会員は、人間性心理学の研究者、実践者として、自己研鑽に努め、自らの資質の向上をはかることを務めとする。</p>
<p>3 目的の開示と必要な情報の提供 会員は、研究と実践にあたり、当事者に目的を十分に説明し、必要な情報を提供する。また当事者の意に反して研究、実践を行わない。</p>	<p>3 目的の開示と必要な情報の提供 会員は、研究と実践にあたり、当事者に目的を十分に説明し、必要な情報を提供する。また当事者の意に反して研究、実践を行わない。</p>
<p>4 情報の管理 会員は、<u>インフォームド・コンセントに配慮し、</u>研究と実践に際して得られた情報の管理については慎重かつ厳重に<u>して、みだりにそれらの内容を</u>他に漏らさない。とくにそれらの情報を、当事者に告げた以外の目的に流用しない。また研究報告を公表する場合にも、その及ぼす影響を十分に考慮する。</p>	<p>4 情報の管理 会員は、研究と実践に際して得られた情報の管理については慎重かつ厳重にし、みだりに他に漏らさない。とくにそれらの情報を、当事者に告げた以外の目的に流用しない。また研究報告を公表する場合にも、その及ぼす影響を十分に考慮する。</p>

<p><u>5 倫理配慮の具体的取組</u></p> <p><u>倫理配慮に関する具体的な取組については別に定める。(年次大会時の倫理ガイドライン、人間性心理学研究編集倫理ガイドライン) 会員はこれらを遵守する。</u></p>	
<p><u>6 綱領の遵守</u></p> <p>会員は、研究と実践において、本倫理綱領の意図を汲み取り、遵守するように努める。</p>	<p>5 綱領の遵守</p> <p>会員は、研究と実践において、本倫理綱領の意図を汲み取り、遵守するように努める。</p>
<p>付 則</p> <p>1. 本綱領の改訂は、総会の承認を必要とする。</p> <p>2. 2006年11月4日制定</p> <p><u>3. 2020年9月5日改訂</u></p>	<p>付 則</p> <p>1. 本綱領の改訂は、総会の承認を必要とする。</p> <p>2. 2006年11月4日制定</p>